

議案第 82 号

小金井市防災会議条例の一部を改正する条例

小金井市防災会議条例の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 11 月 29 日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員の構成及び所掌事務を改めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市防災会議条例の一部を改正する条例

小金井市防災会議条例（昭和38年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に、「または」を「又は」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条の見出し及び同条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第5項中「の各号」を削り、同項第8号中「または指定地方公共機関の役員または」を「、指定地方公共機関又は公共的団体の役員又は」に改め、同号を同項第9号とし、同項第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者

第3条第5項に次の1号を加える。

(10) その他特に必要と認め、市長が委嘱する者

第3条第6項中「21人」を「35人」に改め、同条第7項中「第5項第8号」を「第5項第9号及び第10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号資料

小金井市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2 } 3 } 省略 4 }</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(3) <u>東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(4) <u>警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(5) <u>市長がその部内の職員のうちから指名する者</u></p> <p>(6) <u>市の教育委員会の教育長</u></p> <p>(7) <u>東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(8) <u>消防団長</u></p> <p>(9) <u>指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(10) <u>その他特に必要と認め、市長が委嘱する者</u></p> <p>6 前項の委員の総数は、<u>3 5 人以内とする。</u></p> <p>7 <u>第 5 項第 9 号及び第 1 0 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小金井市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長および委員)</p> <p>第 3 条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。</p> <p>2 } 3 } 省略 4 }</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(3) <u>警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(4) <u>市長がその部内の職員のうちから指名する者</u></p> <p>(5) <u>市の教育委員会の教育長</u></p> <p>(6) <u>東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(7) <u>消防団長</u></p> <p>(8) <u>指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>6 前項の委員の総数は、<u>2 1 人以内とする。</u></p> <p>7 <u>第 5 項第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>用語及び所掌事務の整備</p> <p>用語の整備</p> <p>用語の整備及び選出枠の追加に伴う整備</p> <p>委員数の増 規定の整備</p>

8 省略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

8 省略